

岩手県告示第2号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく次の区域に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定を廃止する。

令和4年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 高田急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	高田町	本丸	16番2	標柱1号
			17番3	標柱7号
			27番	標柱6号
			27番1	標柱5号
		大町	28番	標柱4号
			7番	標柱2号
			26番	標柱3号